

デジタル庁

○ 告示第十九号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

一 令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度
 新たな住民税非課税世帯分）（原油価格や物価高騰等の影響に
 鑑み、令和七年度十和田市一般会計補正予算における、青森県
 十和田市から、低所得者世帯（物価高騰対策給付金に係る差押
 禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務
 省令第一号）第二条第一号ハに掲げる世帯その他これに準ずる
 世帯に限る。）を支援する観点から支給される情報（入所等
 下同じ。）の支給を実施する基礎とする情報（入所等の
 措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和十二年法律第百
 六十四号）による入所等の措置の障害者福祉法（昭和十五年法
 者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の
 措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和十五年法
 律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老
 人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）による福祉の措置
 の実施に関する情報）をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報
 （生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護の
 実施に関する情報）をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地
 方税法（昭和二十五年法律第二百六号）その他の地方税に
 関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算
 定の基礎となる事項に関する情報）をいう。以下同じ。）、公的
 給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ
 確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三
 年法律第三十八号）第三條第三項第一号から第三号までに掲げ
 る事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金
 （第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する物
 騰対策給付金をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給
 付金（第二号）（物騰対策給付金に関する情報、物騰対策給付金に
 係る差押禁止等に関する情報、物騰対策給付金に関する情報、物
 騰対策給付金に関する情報、物騰対策給付金に関する情報、物騰
 五年物騰対策給付金に関する法律施行規則第二條第一号イ、ロ及
 係る差押禁止等に関する法律施行規則第二條第一号イ、ロ及び

事務

令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度
 新たな住民税非課税世帯分）の支
 給要件の該当性を判定する必要
 がある者に係る道府県民税（地
 方税法第四条第二項第一号に掲
 げる道府県民税（個人に係るも
 のに限る。）をいい、都が同法
 第一條第二項の規定によつて課
 する同号に掲げる税を含む。以
 下同じ。）及び市町村民税（同
 法第五條第二項第一号に掲げる
 市町村民税（個人に係るものに
 限る。）をいい、特別区が同法
 第一條第二項の規定によつて課
 する同号に掲げる税を含む。以
 下同じ。）並びに公的給付支給
 情報

情報

へ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯に限る。並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に對し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村(特別区を含む。以下同じ。)から掲げるもの(以下同じ。)の支給に関する情報、各号に掲げるもの(以下同じ。)の支給に関する情報、令和六年年度物価高騰対策給付金(第一号)同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯(同条第二号ロ及び同条第三号イに掲げる個人又は世帯に限る。)、同条第三号ロ及び同条第三号イに掲げる個人又は世帯に對し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から掲げるもの(以下同じ。)の支給に関する情報、並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に對し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から掲げるもの(以下同じ。)の支給に関する情報、及び令和六年年度物価高騰対策給付金(第二号)(同条第二号イ及び同条第三号イ(3)に掲げる目的として国が交付する交付金を財源として市町村から掲げることを目的とする交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同条第一号第三号に掲げるもの(以下同じ。))の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務(以下同じ。)

令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度
 新たな住民税均等割のみの課税世帯分）（原油価格や物価高騰
 等の影響に鑑み、令和七年度十和田市一般会計補正予算におけ
 る、青森県十和田市から、低所得者世帯（物価高騰対策給付金
 に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第一号ニ掲げ
 る世帯その他これに準ずる世帯に限る。）を支援する観点から
 支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた
 基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保
 関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情
 報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する
 情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関す
 る情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関
 する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給
 に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度青森県十和田市低所
 得者支援給付金（令和六年度新
 たな住民税均等割のみの課税世
 帯分）の支給要件の該当性を判
 定する必要がある者に係る道府
 県民税及び市町村民税並びに公
 的給付支給等口座登録簿関係情
 報に関する情報

三 令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度
ことも加算分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七
年度十和田市一般会計補正予算における、青森県十和田市から
、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付
をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報
（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度
税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度
物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年
年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六
年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令
和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報）を
含む。）の管理に関する事務

令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度こ
ども加算分）の支給要件の該當
性を判定する必要がある者に係
る道府県民税及び市町村民税並
びに公的給付支給等口座登録簿
関係情報に関する情報

四

令和七年度京都府福知山市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算に於ける、京都府福知山市から、低所得者の帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するたため、基礎となる情報（入所等の措置の実施に支給する情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、公的給付に支給する情報、口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する

令和七年度京都府福知山市住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付に支給する情報

五 令和七年度徳島県小松島市高齢者世帯物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度小松島市一般会計補正予算における、徳島県小松島市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度徳島県小松島市高齢者世帯物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。